

太田市における休日の部活動の地域移行実施計画

I 休日の部活動の地域移行を推進する際の留意点について

太田市における休日の部活動の地域移行を推進する際は、以下のことに留意して協議していく。

- 1 生徒が自発的に文化スポーツに親しみ、楽しさや喜びを感じられる活動の場を保障すること
- 2 教職員の働き方改革を推進すること
- 3 少子化による生徒数減少に対応すること
- 4 持続可能な部活動運営の在り方であること
- 5 文部科学省、スポーツ庁、文化庁及び群馬県の方針等を踏まえること
- 6 中体連専門部及び文化部の意見等を踏まえること
- 7 教職員、生徒及び保護者の意見等を踏まえること
- 8 市長部局、おおたスポーツ学校（以下、スポーツ学校）、おおた芸術学校（以下、芸術学校）、地域のスポーツ・文化団体と連携し、協議すること

II 休日の部活動の地域移行の方向性について

- 1 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月、スポーツ庁・文化庁）、「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」（令和5年7月、群馬県教育委員会・群馬県地域創生部）をもとに、生徒の活動・活躍の場を保障することを第一に考え、太田市における休日の部活動の地域移行を段階的に推進していく。
- 2 休日の部活動の地域移行については、太田市部活動運営の在り方検討委員会（校長会・中体連事務局・教育委員会で構成された組織、以下、検討委員会）、校長会、中体連事務局及び教育委員会等で協議し、「太田市における休日の部活動の地域移行実施計画（以下、実施計画）」を策定するとともに、体制づくり等を推進する。令和7年度末までの3年間を第1段階の改革推進期間とし、実施計画の実現を目指す。ただし、休日の部活動の地域移行については、令和7年度末までに完全に移行できるものではない。部活動の地域移行に係る国の新たな方針、財源、人事を含めた体制づくりを受け、教職員、生徒及び保護者等にとってより良い地域移行に向け、令和8年度以降、新たな「太田市における部活動の地域移行実施計画」（平日の部活動の地域移行も含めた実施計画を想定）を策定するとともに、第2段階の改革推進期間を設定し、段階的に推進していくこととする。
- 3 各学校は、実施計画をもとに、休日の部活動の地域移行を地域の実状に応じて計画的に推進する。各学校の専門部及び文化部において準備が整った部活動から段階的に移行していくことが望ましい。
- 4 休日の部活動の地域移行については、専門部及び文化部の特性により推進しやすさや、方向性等が異なる。また、各学校の実状によっても推進の仕方や方向性等が異なってくる。休日の部活動を、スポーツ学校や芸術学校、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間

スポーツクラブ等に移行することが本来の地域移行であり、最終段階においては休日におけるすべての部活動を学校部活動から地域クラブ活動に移行することを目指していく。ただし、令和7年度末までの達成目標としては、本来の地域移行を推進するとともに、学校及び教職員が携わる合同部活動や拠点校部活動、ブロックごとの部活動等を継続して行い、生徒の活動・活躍の場の保障と、教職員の負担軽減等働き方改革を図っていく。また、「1つの部に2名以上の部活動顧問（以下、顧問）を配置することができる部活動数を基準とし、原則として、教職員1名が1つの部のみ担当するよう、各学校における部活動運営体制の整備を進めること」を目標に各学校の部活動数の適正化を図っていく。

- 5 休日の部活動の地域移行後（令和8年度以降を想定、現在は未定。以下、同様）、教職員が休日の地域クラブ活動に携わるか否かを選択できるようにする必要性が出てくる（教育委員会及び校長として、教職員、生徒及び保護者等に文書等にて周知し、教職員が休日の地域クラブ活動に携わるか否かを選択できる体制を整える必要がある。文書等にて周知をする時期は、教育委員会が各学校の地域移行の進捗状況等を鑑み、検討委員会、校長会、中体連事務局等と協議し、決定することとする）。そして、休日の部活動の地域移行後、教職員が休日の地域クラブ活動を指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、教育委員会又はスポーツ学校や芸術学校の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。休日の部活動の地域移行後、地域クラブ活動を1つの校務分掌として扱い、教職員の分掌及び負担の平準化を図る。また、生徒の活動・活躍の場を保障することを第一に考え、生徒が希望する休日の地域クラブ活動を実施することを優先し、教職員を配置することとする。
- 6 生徒は、休日における地域クラブ活動に参加するか否か、どの地域クラブ活動に参加するかを選択できる。生徒が中体連の大会に出場する際は、自らが所属している学校部活動の一員として参加する。又は、県中体連の参加資格を満たした地域スポーツ団体の一員として参加する。なお、吹奏楽については、合同部活動でのコンクール等への参加が令和5年4月より緩和されている（合同部活動でのコンクール等への参加が認められる）。
- 7 令和6年度、平日の部活動はこれまでと同様に行い、顧問として教職員が携わることとする。また、現段階では、休日の部活動の地域移行後も、平日の学校部活動はこれまでと同様に行い、顧問として教職員が携わることとする。また、部活動指導員、部活動指導協力者等はそれぞれの立場で平日の学校部活動に携わることとする。
- 8 教職員がスポーツ学校や芸術学校の人材バンクに登録し指導する場合は、スポーツ学校や芸術学校の規約に基づいて指導を行うとともに、「おおたスポーツ学校講師謝金基準要綱」に基づき謝金を支給されるものとする。
- 9 教職員が教育委員会の人材バンクに登録し指導する場合、国や県の新たな予算措置が出るまでは、教職員の立場で学校部活動の一環として携わり（兼職兼業申請を行わない）、県の特勤手当で対応する。国や県又は市の予算措置が出た後は、兼職兼業申請を行い、「（仮称）太田市教育委員会地域クラブ活動指導手当基準要綱」に基づき手当を支給されるものとする。
- 10 部活動指導員は、「太田市立中学校・義務教育学校部活動指導員配置要綱」に基づき、休日の地域クラブ活動に携わることとする。
- 11 部活動指導協力者は、「部活動指導協力者派遣事業実施要綱」に基づき、休日の地域クラブ活動に携わることとする。

Ⅲ 休日の部活動の地域移行後の活動について

1 休日の部活動の地域移行後の活動は、以下の8つの地域クラブ活動の在り方が考えられる。

- (1) 学校の専門部及び文化部が単独で活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
- (2) 複数学校の専門部及び文化部が合同で活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
- (3) 複数学校の専門部及び文化部がブロックをつくり、ブロックごとに活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
- (4) 拠点校部活動に生徒が参加し活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
- (5) スポーツ学校や芸術学校の団体に生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。
- (6) 地域スポーツクラブに生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。
- (7) スポーツ少年団に生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。
- (8) 民間スポーツクラブに生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。

2 休日の地域クラブ活動の在り方について

(1) 学校の専門部及び文化部が単独で活動する場合、(2) 複数学校の専門部及び文化部が合同で活動する場合、(3) 複数学校の専門部及び文化部がブロックをつくり、ブロックごとに活動する場合、(4) 拠点校部活動に生徒が参加し活動する場合

- 合同チームは、部員数が競技人数を下回った学校の部活動が、県中体連等の規程に則って大会に参加することができるようにするものである。個人種目のない6競技（バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール）で認められている。
- 学校の専門部及び文化部において生徒数が多い場合、数の上では単独での部活動を継続可能だが、部活数の適正化及び持続可能な部活動という観点から合同部活動を推進する。本市では、上記の合同チームに加え、部活動の活性化や教職員の働き方改革などを図ることを目的に、部員数に関係なく近隣校で合同部活動を組むこととする（大会参加は県中体連等の規程に従う）。合同部活動の編成については、該当校の校長が専門部及び文化部、中体連事務局と協議しながら検討し、中体連理事会に申請することとする。
- 部活動の活性化や教職員の働き方改革などを図ることを目的に、市内を東西南北等いくつかのブロックに分け、ブロックごとの活動を推進する（大会参加は県中体連等の規程に従う）。合同部活動の拡大版として捉え、市内を均等にブロック化し、ブロック内の学校が1カ所に集まり活動を行うこととする。ブロックの編成については、生徒数や校数、学校配置、競技の特性等を鑑み、教育委員会が中体連事務局、検討委員会、専門部及び文化部と協議し、ブロックを決定する。
- 合同部活動及びブロックを編成する場合は、原則として近隣の学校同士とする（生徒が自転車で移動することができる距離とし、目安は8km以内）。
- 合同部活動を編成する場合は、1つの部活動と捉え、2校それぞれが顧問を1名ずつ配置することで、1つの部活動に2名の顧問を配置したこととする。
- 拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の学校が受け入れるというものである。生徒は、在籍校に希望する部活動がない場合、生徒の在籍校及び拠点校の校長の承認を得た上で、近隣の拠点校部活動（生徒が自転車で移動することができる距離とし、目安は8km以内）に参加できることとする。教育委員会は、専門部及び文化部の生徒数や学校配置等を鑑み、中体連事務局、検討委員会、専門部及び文化部と協議し、拠点校を決定する。
- 拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がない生徒の受け皿となる場合と、専門部及び文化部の統廃合を行う場合がある。本市では、在籍校に希望する部活動がない生徒の受け皿となる場合を中心に検討を行う。また、合同部活動を推進することを前提とし、専門部及び文化部の縮小化が進み、統廃合の必要が生じた場合、統廃合における拠点校部活動を検討することとする。

- 休日の地域クラブ活動を学校で行う場合、学校の施設を活用できるようにする。複数の学校部活動が合同で行う場合は、該当校同士で話し合い、該当校の施設を活用する。又は、必要に応じて市の施設やスポーツ広場等を活用する。
- 教職員が休日の地域クラブ活動を学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、教育委員会の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。

(5) スポーツ学校や芸術学校の団体に生徒が参加し活動する場合

- スポーツ学校や芸術学校の団体に生徒が参加し活動する場合は、スポーツ学校や芸術学校に所属する。教職員がスポーツ学校や芸術学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、スポーツ学校や芸術学校の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。

(6) 地域スポーツクラブに生徒が参加し活動する場合、及び(7) スポーツ少年団に生徒が参加し活動する場合

- 地域スポーツクラブやスポーツ少年団に生徒が参加し活動する場合は、地域スポーツクラブやスポーツ少年団に所属する。教職員が地域スポーツクラブやスポーツ少年団で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、教育委員会の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。

(8) 民間スポーツクラブに生徒が参加し活動する場合

- 民間スポーツクラブに生徒が参加し活動する場合は、民間スポーツクラブに所属する。教職員が民間スポーツクラブで指導することはない。

3 本市における令和7年度末までの「休日の部活動の地域移行」等について（達成目標）

- 休日の部活動を、準備が整った部活動から、スポーツ学校や芸術学校、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ等に移行できる専門部及び文化部は、地域移行を実施し、地域クラブ活動としていく。
- 上記のように休日の部活動の地域移行を図るとともに、本来の地域移行が難しい専門部及び文化部は、合同部活動、ブロックごとの活動、拠点校部活動等を推進していく。それも難しい専門部及び文化部は、単独での部活動を継続するが、地域移行の推進に向け準備を進めていく。
- 休日の部活動について、国や県の新たな予算措置が出るまでは教職員の立場で学校部活動の一環として携わり（兼職兼業申請を行わない）、県の特勤手当で対応する。国や県又は市の予算措置が出た後、教職員が休日の地域クラブ活動を学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、教育委員会の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。本市においては、本来の地域移行に加え、合同部活動やブロックごとの活動等、学校で行う部活動も地域クラブ活動と捉え、地域移行を推進していく。
- 平日の学校部活動はこれまでと同様に行い、顧問として教職員が携わる。
- 校時表において、登校・朝読書・朝の会等の時間、給食・昼休み等の時間、清掃・帰りの会等の時間を削減・工夫し、勤務時間内の部活動の時間をできる限り確保できるようにしていく。
- 「1つの部に2名以上の顧問を配置することができる部活動数を基準とし、原則として、教諭1名が1つの部のみ担当するよう、各学校における部活動運営体制の整備を進めること」を目標に部活動数の適正化を図る（1つの部に2名以上の顧問が配置され交代で休日の部活動に携われれば、教職員の休日の部活動指導を月2回以内に抑えられる）。

IV 専門部及び文化部における休日の部活動の地域移行について

	種目等	部活数	休日の部活動の地域移行の方向性
1	体操	男女 2校	競技人口が少なく、民間スポーツクラブと地域スポーツクラブに移行する。
2	野球	男女 17校	合同部活動、ブロックごとの活動を推進する。太田市野球連盟、市役所、スバル野球部、関東学園大学等と連携し、外部指導者の掘り起こしを行う。地域スポーツクラブとスポーツ学校とも連携していく。
3	バスケットボール	男 17校 女 17校	男女ともに競技人口が多い。単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を模索する。地域スポーツクラブと連携する。外部指導者の掘り起こしも行う。
4	ソフトボール	女 3校	競技人口が少なく、合同部活動とスポーツ学校に移行する。拠点校部活動とすることも検討する。
5	バレーボール	男 3校 女 15校	男子は合同部活動を模索する。女子は競技人口が多い。単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を模索する。ブロックごとの活動も検討する。スポーツ学校と連携する。外部指導者の掘り起こしも行う。
6	ソフトテニス	男 13校 女 14校	男女ともに競技人口が多い。単独での部活動を継続していく。部活動指導員や部活動指導協力者と協力して活動する。
7	卓球	男 14校 女 14校	男女ともに競技人口が多い。単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を模索する。スポーツ学校、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団と連携する。外部指導者の掘り起こしも行う。
8	バドミントン	男 11校 女 13校	男女ともに競技人口が多い。単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を模索する。スポーツ学校、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団と連携する。
9	サッカー	男女 15校	統一した方針の下、継続して合同部活動を推進する。スポーツ学校と連携する。
10	陸上	男 15校 女 15校	合同部活動を模索する。スポーツ学校と地域スポーツクラブと連携する。
11	水泳	男 11校 女 7校	民間スポーツクラブに移行する。
12	柔道	男 9校 女 6校	合同練習の実施を模索する。スポーツ少年団・道場とスポーツ学校と連携する。外部指導者の掘り起こしも行う。
13	剣道	男 11校 女 9校	単独での部活動の他に、合同部活動を模索する。スポーツ少年団と地域スポーツクラブと連携する。外部指導者の掘り起こしも行う。
14	ダンス	女 4校	合同部活動を推進する。民間スポーツクラブに移行する。
15	テニス	男 6校 女 6校	単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を模索する。スポーツ学校と地域スポーツクラブと連携する。
16	空手	男 5校	道場を中心に活動していく。

		女	5校	
17	吹奏楽	男女	17校	部員数が多い。単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を模索する。ブロックを作りブロックごとの活動も検討する。芸術学校、アマチュアの管弦楽団等と連携する。

※「部活数」は令和5年7月時点の数。

※「休日の部活動の地域移行の方向性」は令和6年1月時点の方向性。

V 地域クラブ活動の運営の在り方について

1 教育委員会の人材バンク及び手当について

- (1) 学校教育課保健体育係が人材バンクを設置する。人材バンクには、中学校及び小学校で地域クラブ活動に携わることを希望して兼職兼業申請を行った教職員、部活動指導員、部活動指導協力者、退職した教職員、その他地域人材等が登録する。
- (2) 教育委員会は、人材バンクに登録した指導者に身分証明書(IDカード)を発行する。
- (3) 人材バンクに登録した指導者は、勤務実績報告書等を毎月、校長に提出する。
- (4) 教職員への手当は、特勤手当を準用する。1時間900円で、1日3時間が上限で、2,700円。なお、太田市教職員への特勤手当は、年間約2,800万円を県が支給している。新たな国や県又は市の方針が示されれば、その方針により手当を支給する。
- (5) 部活動指導員の報酬は時給とし、勤務時間に応じて、月単位で支給する。時給は、1,600円とする。報酬の支給に当たっては、勤務実績報告書に基づいて支給する。
- (6) 部活動指導協力者の報償費は、1回当たり500円とする。報償費の支給に当たっては、出勤簿に基づいて支給する。
- (7) 教育委員会は、人材バンクに登録した指導者に対して、部活動指導や生徒指導、服務規律等についての研修を実施する。

2 スポーツ学校の人材バンク及び謝金について

- (1) 中学校及び小学校の教職員がスポーツ学校や芸術学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、スポーツ学校や芸術学校の人材バンクに登録する。
- (2) 教職員への手当は、「おおたスポーツ学校講師謝金基準要綱」に基づき謝金を支払われるものとする。1回3,000円。1ヶ月の上限15,000円。新たな国や県又は市の方針が示されれば、その方針により手当を支給する。

VI 今後の休日の部活動の地域移行に向けた動きについて

1 今後の休日の部活動の地域移行に向けたスケジュールについて

月	令和5年度 検討委員会		学校及び教育委員会の動き
4			教育委員会 —— 休日の部活動の地域移行計画等の作成・検討
5	第1回	○委嘱状交付 R5提言等の共有 ○休日の部活動の地域移行実施計画等の検討	学校 —— 教職員対象アンケートの実施 生徒対象アンケートの実施 各種スポーツ団体への説明
6	第2回	○休日の部活動の地域移行実施計画等の検討 ○教職員対象アンケートの検討・決定	
7	第3回	○教職員対象アンケートのまとめ ○休日の部活動の地域移行実施計画等の検討 ○生徒対象アンケートの検討・決定	
8			

9	第4回	○生徒対象アンケートのまとめ ○保護者対象アンケートの検討・決定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保護者対象アンケートの実施</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">休日の部活動の地域移行実施計画の策定</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">各種スポーツ団体への説明</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">各学校における休日の部活動の地域移行実施計画の作成</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">各学校における休日の部活動の地域移行実施計画の段階的な実施</div> ↓
10	第5回	○保護者対象アンケートのまとめ ○休日の部活動の地域移行実施計画等の検討	
11	第6回	○休日の部活動の地域移行実施計画の策定 ○各種スポーツ団体への説明計画の検討・決定	
12	第7回	○各種スポーツ団体への説明のまとめ ○各学校における休日の部活動の地域移行実施計画の作成について	
1	第8回	○各学校における休日の部活動の地域移行実施計画の検討と調整	
2	第9回	○R6提言案の検討	
3	第10回	○R6提言の決定	
4			
		令和6年5月に第1回検討委員会を開催する	

2 検討委員会を継続して開催し、今後の休日の部活動の地域移行を推進する。

- (1) 「太田市における今後の部活動運営の在り方について（R5提言）」の懸案事項について解決を図っていく。
- (2) 中学校と小学校の教職員に対して、「休日の部活動の地域移行」に係るアンケートを実施する。
 <主なアンケートの内容>
 ○休日の部活動の地域移行後、兼職兼業申請を行い、指導者として携わるか。
 ○地域クラブ活動についての質問や要望。
 ※「太田市における休日の部活動の地域移行について」を教職員に示す。
- (3) 児童生徒（小学校5年生～中学校3年生）に対して、「休日の部活動の地域移行」に係るアンケートを実施する。
 <主なアンケートの内容>
 ○休日の部活動の地域移行後、地域クラブ活動に参加するか。
 ○どの地域クラブ活動に参加するか。
 ○地域クラブ活動についての質問や要望。
 ※「太田市における休日の部活動の地域移行について」を児童生徒に示す。
- (4) 保護者（小学校5年生～中学校3年生の保護者）に対して、「休日の部活動の地域移行」に係るアンケートを実施する。
 <主なアンケートの内容>
 ○休日の部活動の地域移行後、子供を地域クラブ活動に参加させるか。
 ○どの地域クラブ活動に参加させるか。
 ○地域クラブ活動についての質問や要望。
 ※「太田市における休日の部活動の地域移行について」を保護者に示す。
- (5) 検討委員会及び教育委員会は、教職員、児童生徒及び保護者対象アンケートの結果を踏まえた「休日の部活動の地域移行実施計画」を作成する。
- (6) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、スポーツ学校や芸術学校、太田市スポーツ協会等の各代表に説明し、理解と協力を得る。

- (7) 各学校は、検討委員会及び教育委員会が作成した「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、各学校における「休日の部活動の地域移行実施計画」を作成する。
- (8) 各学校は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、休日の部活動の地域移行を推進していく。
 - 各学校は、検討委員会及び教育委員会が策定した「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、休日の部活動の地域移行を、地域の実状に応じて計画的に推進する。各学校の専門部及び文化部において準備が整った部活動から段階的に移行していくことが望ましい。
 - 各学校は、近隣の学校との合同部活動を模索し、推進する。
 - 各学校は、スポーツ学校や芸術学校と連携し、生徒の受入れを推進する。
 - 各学校は、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブへの説明と生徒の受入れを依頼し、各団体における生徒の活動を円滑に行えるようにする。
 - 1月～2月に行う新入生対象入学説明会において、新入生及びその保護者に対し、新しい部活動の在り方について説明する。また、在校生及びその保護者に対しても、令和5年度中に、新しい部活動の在り方について説明する。
 - 各学校は、令和5年度2月以降、準備が整った部活動から段階的に移行していく。
- (9) 検討委員会及び教育委員会は、年度末に、令和6年度に向けた提言をまとめる。

3 スポーツ学校と連携する。

- (1) スポーツ学校運営協議会に教育委員会職員と校長会代表が参加して協議を行う。
- (2) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、スポーツ学校運営協議会で説明して理解と協力を得る。
- (3) 学校部活動から地域クラブ活動への移行に向け、生徒の受入れが可能な競技の明確化と受入れの拡大を依頼する。
- (4) 教職員がスポーツ学校や芸術学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、スポーツ学校や芸術学校の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。教職員の指導者としての受入れを依頼する。
- (5) スポーツ学校の職員等を指導者として地域クラブ活動に携わることができるよう依頼する。
- (6) 各学校は、スポーツ学校と連携し、生徒の活動を円滑に行えるようにする。

4 芸術学校と連携する。

- (1) 休日の部活動の地域移行について芸術学校と教育委員会及び校長会が協議を行う。
- (2) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、芸術学校の代表に説明し、理解と協力を得る。
- (3) 学校部活動から地域クラブ活動への移行に向け、生徒の受入れについての明確化と受入れの拡大を依頼する。
- (4) 教職員が芸術学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、スポーツ学校や芸術学校の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。教職員の指導者としての受入れを依頼する。
- (5) 芸術学校の職員を指導者として地域クラブ活動に携わることができるよう依頼する。
- (6) 各学校は、芸術学校と連携し、生徒の活動を円滑に行えるようにする。

5 地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ等と連携する。

- (1) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、太田市スポーツ協会等の各代表に説明し、理解と協力を得る。
- (2) 各学校は、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブを訪問し、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、生徒の受入れについて説明と依頼を行う。

- (3) 各学校は、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブと連携し、各団体における生徒の活動を円滑に行えるようにする。

Ⅶ 「太田市における今後の部活動運営の在り方について（R5提言）」の懸案事項 検討委員会において「休日の部活動の地域移行」以外の懸案事項について協議する。

1 各学校の部活動数の適正化について

- 「1つの部に2名以上の顧問を配置することができる部活動数を基準とし、原則として、教職員1名が1つの部のみ担当するよう、各学校における部活動運営体制の整備を進めること」をもとに、各学校において部活動数の適正化を進める。
- 部活動指導員を顧問に加える。
- 専門部及び文化部において合同部活動又はブロック編成を推進する。
- 専門部及び文化部において地域移行を進める。
- 部員がいないことによる部活動の廃止について、市内で統一して2年続けて入部者0名だった場合、部活動を廃止できることとする。
- 新たな部活動をつくらない。
- 生徒が希望する部活動が学校にない場合は、可能な限り生徒が望む地域クラブ活動に参加できるようにする。
 - ・合同部活動を編成し、参加できるようにする。
 - ・スポーツ学校や芸術学校、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブに参加できるようにする。
 - ・近隣の拠点校部活動（自転車で移動することができる距離とし、目安は8km以内）に参加できるようにする。
 - ・指定学校変更（部活動等学校独自の活動を行う場合）を行う（保護者からの申出があった場合検討する）。

2 各団体の運営や事業の在り方について

- 部活動に関わる教職員の負担軽減に向けて、大会引率及び役員業務の縮減、大会・練習会等事業の精選・削減等に取り組む。

3 部活動の総量の適正化に向けた取組について

- 県及び市の「適正な部活動の運営に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守した部活動運営を行う。部活動ガイドラインの主な内容は以下のとおりである。
 - ・週当たりの休養日の設定（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上）
 - ・活動時間の設定（平日2時間以内、休日3時間以内）
 - ・長期休業日の休養日の設定（原則、土・日曜日を休養日とする）
 - ・朝練習（実施する場合は希望生徒のみ、放課後の練習が十分取れる場合は行わない）
- 校時表において、登校・朝読書・朝の会等の時間、給食・昼休み等の時間、清掃・帰りの会等の時間を削減・工夫し、勤務時間内の部活動の時間をできる限り確保できるようにしていく。
- 関係団体やその他の団体等が主催する事業への参加について、精選・削減するとともに、参加に当たっては生徒や顧問、保護者の負担軽減に配慮する。
- 「労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当である」ことをもとに、兼職兼業の許可を行うことになる予定である。今後、県の方針を受け、兼職兼業の許可等について明確にしていく。

4 令和5年度以降の教職員の部活動等への携わり方について

- 学校教育が目指す資質・能力の育成を図る学校部活動は、教職員の業務の一環である。校長は、部活動を校務分掌に位置付け、勤務時間内の部活動指導を命じることができる。平日の学校部活動は、これまでと同様に教職員が顧問となり指導する。ただし、平日の勤務時間外及び休日の部活動指導を命じることができない。

<部活動の位置付けについて>

- ・中学校学習指導要領「教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）」を根拠として、教職員を部活動指導に従事させることができる。
 - ・部活動は教育課程外の学校教育活動であり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することが学習指導要領に明記されている。スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成を図る部活動指導は、教職員の業務の一環である。
- 休日の部活動の地域移行後（令和8年度以降を想定、現在は未定）、教職員が休日の地域クラブ活動に携わるか否かを選択できるようにする必要性が出てくる（教育委員会及び校長として、教職員、生徒及び保護者等に文書等にて周知し、教職員が休日の地域クラブ活動に携わるか否かを選択できる体制を整える必要がある。文書等にて周知をする時期は、教育委員会が各学校の地域移行の進捗状況等を鑑み、検討委員会、校長会、中体連事務局等と協議し、決定することとする）。そして、休日の部活動の地域移行後、教職員が休日の地域クラブ活動を指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、教育委員会又はスポーツ学校や芸術学校の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。休日の部活動の地域移行後、地域クラブ活動を1つの校務分掌として扱い、教職員の分掌及び負担の平準化を図る。また、生徒の活動・活躍の場を保障することを第一に考え、生徒が希望する休日の地域クラブ活動を実施することを優先し、教職員を配置することとする。

Ⅷ その他

1 用語の説明

- 学校部活動……………学校教育の一環（教育課程外）としての位置付けであり、当該校の教職員や部活動指導員等が、基本的に当該校の生徒を指導する（合同部活動や拠点校部活動の場合あり）。主な活動場所は当該校であり、怪我等の補償は、災害共済給付の対象となる。
- 地域クラブ活動…学校と連携して行う地域のクラブ活動であり、法律上は社会教育の位置付けとなる。地域の多様な運営団体・実施主体によって行われ、地域の指導者が指導する。活動場所は、学校施設や社会教育施設等であり、怪我等の補償は、各種保険での対応となる。
- 合同チーム……………中体連大会に向けたチーム編成の段階で各種目の競技人数を下回った場合に編制できる。大会参加については、「群馬県中学校体育連盟主催大会合同チーム参加規程」及び「太田市中体連主催大会への合同チーム参加について」による。
- 合同部活動……………部員数に関係なく近隣校で編制し、それぞれの顧問の指導の下、日常的・継続的に活動を行う。現状では合同部活動の大会参加の規程はないので「合同チーム」参加規程に従う（新入大会のチーム編成の段階で各校の部員数が大会参加に必要な競技人数を上回っている場合、学校ごとのチームで大会に参加することになる）。
- 拠点校部活動……………在籍校に希望する部活動がない場合に参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れる。市町村教育委員会等が推進する（令和8年度を目標に推進）。